

令和4年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
愛野東2-6-4	社会福祉法人花の園会	令和4年 7月7日・8日	定款を変更する場合、所定の定款変更手続きを取ること。〔法第45条の36第1項・第2項〕	改善済
			役員等を選任する際には、重任の場合でも、文書により役員等になることができない者又は適当ではない者が選任されていないか確認すること。〔指導監査ガイドラインⅠ3(1)2、Ⅰ4(3)1、Ⅰ5(2)2〕	改善済
			評議員会及び理事会を開催する場合、特別の利害関係を有する者の存否を確認すること。〔指導監査ガイドラインⅠ3(2)2、Ⅰ6(1)2〕	改善済
			理事及び監事を選任する場合には、理事会で理事及び監事の選任にかかる議案の決議をとること。〔法第45条の9第9項により準用される一般法第181条第1項第2号〕	改善済
			監事を選任する場合には、法人において同意の確認がなされたことが明らかとなるよう、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書を徴収するか、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該提案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印がある者に限る）に示すこと。〔法第43条第3項により準用される一般法第72条第1項〕	改善済
			計算関係書類について、一部会計基準省令の定めと異なるので、修正すること。〔指導監査ガイドラインⅢ3(2)1〕	改善済
			経理規程第13条第2項において、“会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。”とあるが、証憑と会計記録の関係がトレース（追跡）しにくい状況となっているため、証憑と会計記録の関係が第三者から見ても明瞭になる整理保存方法を検討すること。〔指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、経理規程第13条〕	改善済
			承認の証跡を残すことは内部牽制体制を確保するため必要不可欠であることから、経理規程は“会計責任者の承認を受けなければならない。”を「会計責任者の承認印または承認のサインを受けなければならない。」に修正するとともに、伝票の電子決裁が可能か確認し、可能であれば導入すること。〔指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、経理規程第13条〕	改善済
			資金収支計算書において、予備費を使用したときは、欄外に記載すること。〔会計基準様式第1号第1様式、指導監査ガイドラインⅢ3(3)3〕	改善済
固定資産現在高報告書については、経理規程第50条に基づき、決算終了後であっても処分せず保存すること。〔指導監査ガイドラインⅢ3(3)3、経理規程第50条〕	改善済			

令和4年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
久能2914-4	社会福祉法人萬松会	令和4年 10月12日・13日	理事会での理事長の自己の職務の執行状況報告に係る説明責任は理事長にあるため、報告のすべてを事務局や施設長が行うのではなく、理事長自らが自己の職務の執行状況として報告すること。〔法第45条の16第3項〕	改善済
			予算の科目間流用は、サービス区分内における中区分の勘定科目相互間では認められているが、大区分科目相互間の流用は認められていないので改めること。〔事前P13、経理規程第18条、指導監査ガイドラインⅢ3(2)2〕	改善済
			業務委託費について、会計業務委託契約を更新せずに委託費を増額していたので、契約内容に変更が生じた場合は変更契約書を締結すること。〔事前P16、入札契約等の取扱、指導監査ガイドラインⅢ4(4)4〕	改善済
			補助金事業収益、支払利息及び事業未払金について未計上のものがあつた。社会福祉法人会計は発生主義により計上するものであるもので、支払いの有無にかかわらず会計基準に基づき適切に処理すること。〔事前P18、指導監査ガイドラインⅢ3(3)3〕	改善済
			家族会費について、萬松会口座から家族会費の口座に移した際に会計処理がされておらず、立替金として残っていたので、適切に処理すること。〔事前P20、指導監査ガイドラインⅢ3(2)1, 3(3)3〕	改善済
浅名1577-1	社会福祉法人三宝会	令和4年 11月8日・9日	契約金額が100万円を超えているにもかかわらず契約書の作成がされていなかったため、作成すること。〔入札契約等の取扱 指導監査ガイドラインⅢ4(4)4〕	改善済
			社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人であるため、法人としての透明性を確保するためにも、地域のみならず職員にも説明責任を果たせる対応をすること。〔会計基準第1条第2項、指導監査ガイドラインⅢ3(1)〕	改善済
			重要な会計方針は、当年度末だけでなく前年度末の残高に対しても記載を要するものであるため、前年度に徴収不能引当金を計上している場合には記載すること。〔会計基準第29条第1項第2号、指導監査ガイドラインⅢ3(5)1〕	改善済
			法人全体用及び拠点区分用の計算書類に対する注記が実態と合っていないため、実態に即した形に修正すること。〔経理規程第56条、運用上の取扱21、指導監査ガイドラインⅢ3(5)1〕	改善済
			固定資産について、土地などを除き有形固定資産及び無形固定資産は減価償却が必要であるため減価償却を行うこと。また、固定資産の時価が帳簿価額から50%を超えて下落している場合は時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって評価する必要があるため、時価が50%を超えて下落している場合には、評価減を行うこと。〔運用上の取扱別紙4、指導監査ガイドラインⅢ3(5)3〕	改善済
			現金管理については、現金の着服防止の観点から、当日の残高と手許残高と突合できるよう現金出納帳を整備すること。〔経理規程第30条第1項、指導監査ガイドラインⅢ3(2)2, 3(3)3〕	改善済
			未収金管理簿を作成しているが、未収状況が明確に把握できる仕様とし、現金出納帳と区別して管理すること。〔経理規程第30条第1項、指導監査ガイドラインⅢ3(2)2, 3(3)3〕	改善済

令和4年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
山崎5902-167	社会福祉法人デンマーク 牧場福祉会	令和5年 1月12日・13日	監事を選任する場合には、法人が同意の確認をしたことの証跡を残すよう、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書を徴収するか、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該提案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印がある者に限る）に示すこと。〔法第43条第3項により準用される一般法第72条第1項〕	改善済
			介護施設は、他の拠点区分間の貸し借りについて、年度内に処理しなければならない。3月に発生したものはやむを得ないが、2月以前の拠点区分間の貸し借り（繰替、立替）は年度内に精算すること。〔特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について 第2 3(4)、経理規程第36条、指導監査ガイドラインⅢ 3(2) 2〕	改善中
			社会福祉事業区分内の内部取引については、社会福祉事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式)や社会福祉事業区分事業活動内訳表(第二号第二様式)において相殺消去すること。〔指導監査ガイドラインⅢガイドラインⅢ 3(3) 2〕	改善済
			施設を新たに建設するための基本設計の場合、拠点区分を創設し、財源は施設設備等積立金を取崩し繰入れすること。	改善済
			プロジェクト開始前の支出であれば本部拠点区分の支出でも問題ないが、プロジェクト開始後は各拠点で支払うこと。〔運用上の留意事項4(2)エ、指導監査ガイドラインⅢガイドラインⅢ 3(3) 2〕	改善済
			法人単位貸借対照表の貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表で、資産の部における事業未収金、負債の部における事業未払金に内部取引による債権・債務が計上されているが、内部取引による債権・債務は、貸借対照表内訳表(第三号第二様式)あるいは事業区分貸借対照表内訳表(第三号第三様式)において相殺消去すること。〔会計基準第1条第2項、指導監査ガイドラインⅢ 3(3) 2〕	改善中
			事業未収金・事業未払金について、介護施設は年度内に処理しなければならないため、年度内に精算すること。〔経理規程第36条、特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について 第2 3(4)、指導監査ガイドラインⅢ 3(3) 1〕	改善中
			障害福祉サービス事業の拠点は事業活動明細書を作成すること。〔指導監査ガイドラインⅢ 3(5) 2〕	改善済
			補助金を固定資産取得に充てているときは施設整備等補助金に該当するため、事業活動計算書にサービス活動収益の補助金事業収益(一般)ではなく、施設整備補助金収益に計上すること。また、補助金を固定資産取得に充てているときは国庫補助金等特別積立金に積み立てること。〔会計省令第6条第2項、運用上の取扱9,10、留意事項15、指導監査ガイドラインⅢ 3(3) 3〕	改善済
			国庫補助金等特別積立金明細書について処理誤りが認められたので改めること。〔指導監査ガイドラインⅢ 3(5) 2〕	改善済
積立資産の残高と金融機関の残高証明と照合したところ、残高が一致していなかったため再発防止に努めること。〔指導監査ガイドラインⅢ 3(3) 3〕	改善済			

令和4年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
			固定資産については、経理規程第55条に、固定資産の実地棚卸を実施し、固定資産現在高報告書を会計管理者に提出し、その結果に基づいて固定資産管理台帳を更新し理事長に報告すると定めているので、経理規程を遵守すること。〔経理規程第55条、指導監査ガイドラインⅢ3（3）3〕	改善済
			受領した現金を小口現金出納帳に記帳しているので、現金出納帳を整備し、受領した現金と小口現金を区別して管理すること。〔経理規程第30条第1項、指導監査ガイドラインⅢ3（2）2、3（3）3〕	改善済